

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和7年4月24日

摂 津 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和7年4月24日（木）午前 9時59分 開会
午前10時32分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	西谷知美	副委員長	塚本 崇	委員	村上英明
委員	増永和起	委員	光好博幸		
議長	三好義治	副議長	香川良平		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	荒井陽子	事務局次長	森口雅志
事務局次長代理	香山叔彦	事務局副主査	杉本晃司

1. 案件

本会議での資料投影について

(午前9時59分 開会)

○西谷知美委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

本日は、本会議での資料投影について協議を行います。

本件については、事務局と調整し、委員長団として案を作成させていただきました。つきましては、まず、事務局から資料の説明を受け、その後に質疑をお伺いし、各会派へ持ち帰っていただきたいと思います。

委員におかれましては各会派内の意見を集約していただき、次回の本委員会で協議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、本会議での資料投影につきまして、説明させていただきます。

事前にお配りしました資料①摂津市議会における補助資料取扱要綱(案)を御覧ください。

本資料につきましては、左側に要綱(案)、右側に協議事項として運用面で特に決定いただきたい項目をピックアップして表示しております。

この協議事項を含めた要綱(案)の内容につきましては、次回の本委員会で御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1条から順番に説明させていただきます。

まず、第1条では「趣旨」としまして、この要綱は「一般質問を補完する補助資料

として投影するための取扱いを定める」ことを規定しております。

第1条の協議事項としましては、資料右側に記載のとおり、資料投影を「一般質問」のみとするのか「一般質問又は代表質問」とするのかを決めていただきたいと思います。

次に、第2条では「定義」としまして、補助資料は議場のテレビモニターに投影する資料であることを規定しています。

次に、第3条では「補助資料」としまして、第1号では「写真、表、グラフ類とすること」、第2号では「傍聴者や映像配信の視聴者にも見やすいよう、文字の大きさや色彩等に配慮すること」、第3号では、「客観的事実に基づいて補足的に説明するものであること」、第4号では「資料番号やタイトル、議員名を入れるとともに、参照又は引用する場合は、出典元を記載すること」などを規定しております。

次に、第4条では「使用する場合の発言及び操作」としまして、第1号では、「補助資料を使用する場合は、資料投影の始まりと終わりを宣言するとともに、資料番号やタイトルを発言すること」、2ページに移りまして、第2号では「曖昧な表現とならないよう、『あれ』や『これ』などの言葉を用いず、具体的に補助資料の内容を表現すること」、第3号では「補助資料を投影するパソコンの操作は、議会事務局職員が行う」ことを規定しています。

次に、第5条では「使用できない補助資料」としまして、第1号では「個人の肖像権、著作権、知的財産等の侵害に当たるもの、公序良俗に反するものなど、議会にふさわしくないもの」、第2号では「選挙ポスター、広告、宣伝、勧誘又はその他の営利を目的とする内容を含むもの」、第3号

では、「動画や音声を含むもの」を規定しております。

次に、第6条では「補助資料の提出」としまして、第1項では「本会議の5日前までに議長にデータを提出しなければならない」ことを規定しております。

第1項の協議事項としましては、提出期限について決めていただきたいと思います。第2項では「議長は、必要に応じて補助資料の修正を命じるものとする」こと、第3項では「修正を命じられた者は、一般質問が行われる本会議の2日前までに、修正後の補助資料を提出しなければならない」ことを規定しています。

3ページに移りまして、第4項では「補助資料は、3枚までとする」ことを規定しております。

この第4項の協議事項としましては、補助資料の枚数について決めていただきたいと思います。第5項では「一般質問が行われる前日までに、議場において議会事務局職員の立会いのもと、補助資料の投影の試写を行う」ことを規定しています。

次に、第7条では「映像配信」としまして「補助資料は、ライブ中継及び録画映像において配信する」ことを規定しています。

次に、第8条では「会議録への掲載」としまして「補助資料は、会議録へ掲載する」ことを規定しています。

第8条の協議事項としましては、会議録への掲載の有無について決めていただきたいと思います。

最後に、第9条では「その他」としまして、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会で定めるものとする」ことを規定しています。

以上が、資料①の説明となります。

なお、適宜の見直しを図りながら運用し

ていくことが必要になると考えております。

例えば、一般質問のみで資料投影を開始いただき、その後、見直しを行う中で代表質問を追加いただくような運用も一つであると考えております。そのようなことも含めて、次回の御協議をお願いできればと思います。

続きまして、資料投影の手順について説明させていただきますので、資料②を御覧ください。

本資料では、資料投影の具体的な例を記載しておりますので、「2. 資料投影(例)」を御覧ください。

まず、資料投影開始時につきましては、質問者が挙手しながら、「それでは、ここで補助資料を投影させていただきます。資料1、〇〇を御覧ください」と発言いただきます。

その後、事務局にて議場モニターに資料を投影させていただきますので、議場モニターに資料が投影されましたら、質問を再開いただきます。

次に、資料投影終了時につきましては、挙手しながら「以上で、資料1の投影を終了させていただきます」と発言いただきます。

その後、事務局にて議場モニターを質問者に戻しますので、議場モニターに質問者が映し出されましたら、質問を再開いただきます。

以上が、資料②の説明となります。

続きまして、投影資料の表示項目の説明をさせていただきますので、資料③を御覧ください。

投影資料につきましては、左上に資料番号とタイトルを表示いただきます。

また、右上には、議員名と一般質問の補

助資料であることを表示いただきます。

そして、出典元がある場合は、下部分にその出典元を表示いただきます。

以上が、資料③の説明となります。

以上で、本会議での資料投影の説明いたします。

○西谷知美委員長 説明が終わりました。

質問があればお受けします。

増永委員。

○増永和起委員 この間、画像で皆さんにもっと分かりやすく見ていただけるようにということで、日本共産党からもいろいろと意見を言わせてもらってきたところですが、本格的に資料投影がスタートするというのは非常にうれしいと思っています。

今回、説明いただいた資料投影が第一歩としてスタートすると受け止めているわけですが、議場のモニターでは、傍聴者の方からは小さくて見えにくいと思います。ライブ配信・録画配信だと、画面いっぱい画像が映ると思うのですが、その辺について一つお伺いしたいと思っています。

次に資料についてお聞きしたいのですが、資料として出せるもの、出せないもの、また、本人は出したいと思っても議長が資料投影を認めるか認めないかということが資料投影の可否に関わるのかと、今の説明を聞いていて思います。この議長の修正というところは少し引っかかっている部分でもあります。摂津市議会是非常に民主的に議会運営をしていただいていると思うので、問題があるということにはならないと思ってるんですけども、他の自治体をいろいろ見てみますと、やはり恣意的な形で議長が采配をすれば、本来、問題のないような分でも駄目だということになり得

るというのが、私たちもこの先々、考えていけないといけないと思っています。議員もだんだん変わっていくという状況もありますし、そこを何か考えておられるのかどうか、議会事務局でいろいろ検討しておられるのかということについても聞きたいと思っています。

取りあえず、以上2点です。

○西谷知美委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、傍聴者の方が議場の中で資料投影した際に見にくいのではないかとこのお問いであったかと思えます。

そこにつきましては、実際に資料投影した場合、傍聴者がどのように見えるかというのは、事務局でも事前に実際に確認させていただいております。棒グラフ等では、二、三年に限っていただいたり、あと円グラフの場合は4等分ぐらいで区切っていただきましたら、ある程度、見えるというのは確認してるんですけども、どうしてもグラフの中の文字というところまでが若干見にくいと感じているところでございます。

ですので、傍聴者の方に資料をお配りするというような運用をするのであれば、本要綱にも盛り込む必要があると思いますので、皆様で御協議いただいて決定いただければと思っております。

少し補足的な話になりますけど、傍聴者以外の理事者であったり、議場の中に入っている関係者への資料配布につきましては、会議規則の第150条に資料配布の規定がありまして、「議長の許可を得なければならない」となっています。そこは一定、基準があるんですけども、傍聴者への資料の配布というのは基準がございませんの

で、そこについては、先ほど申し上げたように資料配布するのであれば、要綱等に明記をした上で運用していくような扱いになると考えております。

2点目、議長による資料の修正について、お答えさせていただきます。

本会議の運営は、議長に一定の裁量があるものと会議規則でも定められております。この裁量は、運営という幅広い中で資料についても一定、及んでくると考えております。投影資料についても議長の裁量の範囲内になると考えておりますので、一定、議長に見ていただいて、修正を命じるというところは要綱から外せないところであると考えております。

ただし、他市の運用を見ておりますと、実際、議長の許可を得なければならないというもう一段階、厳しい規定を設けている自治体もございます。摂津市議会としてはそこまでは設けず、もし不適切なものがあれば修正をしていただいて、資料投影はするという運用ができたかと考えておりますので、一旦、この形で要綱を作成させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○西谷知美委員長 増永委員。

○増永和起委員 1点目については、議場では少し見にくい可能性があるということで、それを補佐するために資料配布も考えられるということで、非常によく分かりました。ありがとうございます。

2点目は、許可をする・しないという形じゃなくて修正という形で書いていらっしゃるということです。

例えば、何か必要なことがその資料から抜けていたような場合、さっき言われたように質問者の氏名が入っていない場合であればすごく簡単な話ではあるんですけ

れども、内容に踏み込んだ修正をする場合は、使用できない補助資料として挙げているようなものについて、修正という形になるのではないのかと思うんです。

議長は、具体的にその補助資料の中身、修正の必要箇所をはっきり言ってとか、何かそういうことが規定できないのかというふうには少し思ったりしたところですよ。

また、会派でいろいろと議論をしまして、持ってきたと思いますけれども、疑問があるということは今、お伝えしておきたいと思います。

もう一つ3ページの第8条です。

会議録へ掲載するという文言があって、これも会派に持ち帰って議論しないといけない中身となっているわけですが、正式な議事録とこの会議録というのはまた違うと思うんですけども、この点について説明いただきたいと思います。

○西谷知美委員長 香山事務局次長代理。
○香山事務局次長代理 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

第8条の会議録への掲載についてでございます。

本会議録は本会議が終わった約2か月後をめどに作成をさせていただいております。

その中で、第1日から最終日までの会議録の後ろに、一般質問の要旨や、議事日程、審議日程等を載せているページがございます。こちらに新たに補助資料というページを設けまして、掲載することを今のところ想定をしております。

あと、ホームページでも会議録検索システム等に会議録を掲載しております。会議録検索システムにつきましては、会議録だけに絞って掲載させていただいております。資料等を掲載する仕様になっていな

いため従来どおりの会議録のみとし、資料については冊子となった会議録に掲載することを想定しております。

以上でございます。

○増永和起委員 分かりました。ありがとうございます。

○西谷知美委員長 三好議長。

○三好義治議長 今の2点目ですが、ここで記載しているのは、第5条の使用できない補助資料、この中で個人の肖像権とか著作権とか知的財産権の侵害に当たるもの。

また、選挙ポスター・広告・宣伝・勧誘・その他の営利目的とする内容を含むものとなっています。議長の権限としてでも逸脱した資料修正はできないと認識していますので、そこに照らし合わせていかななものかという点についての修正と理解をしていただいていいと思います。

仮に質問者と議長がかみ合わなかった場合は、また議会運営委員会に持ってきて、どうですかと諮ったらよいと思います。今年は6月、10月、12月の定例会があって、その中でまた修正をかけながらやっていったらいいんと違うかと。

だから、ぜひ会派に持って帰っていただいて、説明はこの第5条を適用しながら議長として修正していくと、こういうことを認識してもらったらどうかと思います。

○西谷知美委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。摂津市議会は少数会派の方々に対しても、しっかりと権利や意見を認めてやってきますし、摂津市議会で恣意的なことが行われるのではないかという不安を持って、今の質問をしたわけでは決してありません。

ただ、今いろいろな自治体でいろいろなことが起きておりますので、これから議員

も変わっていく中で、やはりそういうことも想定しておかないといけないのではないのかと思って質問したところです。

今、三好議長がおっしゃっていただいたことが前提ということは、今この場では当たり前だと思っておりますし、今、言っていて本当にそうだと実感しているところです。今後も含めて、それがきちんと伝わっていくように、議長の判断だけで決まっていくわけではなくて議長の判断の基になるものがあって、それに対して意見が合わなければ議会運営委員会で諮ることが分かるような内容にならないのかというのを今、考えたところでございます。

また、会派の中でもまだ議論をしっかりやっておりますので、ちゃんと議論したいと思います。

○西谷知美委員長 三好議長。

○三好義治議長 議場でいかなることで混乱してでも、議場の秩序維持を堅持するのは、議長権限なんです。

だからそれに照らし合わせて、やはり判断していかなければならないと思います。議場で議事進行が仮に出て、議長から制止されて、それに異論があった場合は議会運営委員会でまたやっていくと、これはもう全然これまでのことから変えてないです。

資料を投影するのに、改めてルールだけは決めておこうかと思っているだけなのでそういう理解をしてください。

○増永和起委員 分かりました。

○西谷知美委員長 ただいまの三好議長からの発言もありましたとおり、第5条を踏まえた上での議長判断ということで会派で持ち帰りいただければと思います。

ということで、ほかに質問がある方いらっしゃいますか。

塚本副委員長。

○塚本崇委員 1点だけ確認です。

第3条で「質問者の論拠を補助的に明らかにするために必要な写真、表、グラフ類とすること」というふうに表現されていますけども、システム上の問題もあると思うので、対応可能な形式を教えてください。

以上です。

○西谷知美委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの対応可能な形式への御質問にお答えさせていただきます。

こちらはデータで御提出いただくことになります。その際、議場に投影するためのシステムが画像しか読み込まないというところがございます、そこに投影するためには「j p g (j p e g)」もしくは「p n g」という形式でしか読み込まないことを確認しております。

その形式で御提出いただくのが一番ではあるんですけども、それに変換する方法としまして、パソコンの中に「ペイント」というものがございまして、そこにエクセルなりワードなりパワーポイントの画像を貼り付けて、そこから変換保存することによって「j p g (j p e g)」なり「p n g」という形式にできることを確認しております。

事務局ですのか、それとも各質問者にしていただくのかというのは、また今後、協議いただきたいと思います。形式としては「j p g (j p e g)」もしくは「p n g」という形式で投影することになりますので、御認識よろしく願いいたします。

○西谷知美委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 以上です。ありがとうございます。

○西谷知美委員長 光好委員。

○光好博幸委員 2点持ち帰って検討するという前提において、確認ということで、資料1のところです。

まず、第3条第3項のところに、「質問者の主観的表現を用いない」と書かれているんですけども、少しこの意味合いを教えてくださいということですが。

一般質問、代表質問もそうですが、質問する中で、最終的に何か「現状こうだけれども、こういうふうにしたほうがいいんじゃないですか」とか、「他市の事例がこうじゃないですか」という場合があったとしたならば、現状をまず映したときに、その次に、こうしたほうがいいのかという、例えば、隣の茨木市でこんなことをやっていますという事例を映したときには、こうしてほしいというのは主観的な表現で捉えられるのか、事例としてとか、あるいは思いとして書く、そういう表現をしていいのかどうかというところの確認が一つです。

二つ目には、第6条のところで、「5日前までに議長に提出」ということで書かれています。

これは土日を除くということであれば、例えば、月曜日に議会があったとしたら、前の週の月曜日に出さないといけないと思います。そうすると答弁調整等々をやって、そこにちょっと間に合わないというのは変ですけど、少し厳しいと感じたので、表現が適切かどうか分かりませんが、物理的にというか、5日前というところをどこまで短くできる可能性があるのかというのを聞かせください。

以上、2点です。

○西谷知美委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、第3条の第3項、「主

観的表現」という言葉の意味合いというところでございます。

こちらにつきましては、質問者の主観的な解釈で事実と異なるような表現を想定しております。決して質問者が分析をした資料を基に提案いただくようなことを拒むものではございませんので、そこは、事実と異なるような表現をしないでくださいという意味合いで捉えていただければと思います。

2点目の第6条の提出期限についてでございます。

こちらは一旦、5日前とさせていただいております。例えば、一般質問であれば、駅前等再開発特別委員会の翌日ぐらいの提出期限になります。ここについては、この後、第3項にも書かせていただいているとおり、もし修正があった場合に、再度、御提出いただく期限もでございます。もしどこまでいけるんだというところであれば、もう一日、つまり一般質問が行われる本会議の4日前ぐらいが、この後のスケジュールを考えるとリミットになるのではないかと考えておりますので、一旦、各会派でそこも含めて御議論いただければと思っております。

以上でございます。

○西谷知美委員長 光好委員。

○光好博幸委員 理解しましたので、それを前提に議論してまいりたいと思います。

以上です。

○西谷知美委員長 村上委員。

○村上英明委員 1点だけ確認です。

一般質問ですが、例えば、最低12分が持ち時間としてあります。この映像の切替え時間は数秒なんです、資料の説明も含めて、その発言時間を含めるということで認識をしておいたほうがいいのか確認を

させていただきたいと思います。

○西谷知美委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの時間を含めるかの質問にお答えさせていただきます。

資料②のを御覧ください。質問者が資料投影の開始の発言をいただいた後、事務局で操作をする時間について、ここでは約1秒程度と書かせていただいております。ここについては、時間を止めずにそのまま進めたいと考えております。これに当たっては、事前の打合せをきっちりしておけば、1秒もかからないような時間で資料投影ができることを確認しております。

第6条の第5項にも書かせていただいているとおり、「事務局職員立会いのもと、補足資料の投影の試写を行う」としております。この資料投影の試写をきっちり打合せさせていただいておれば、1秒もかからない程度で試写できるということで考えておりますので、時間は止めずにそのまま投影をさせていただく予定をしております。

以上でございます。

○西谷知美委員長 私から、塚本副委員長の質問に少し付け加える形になるんですが、画像を用いた場合に、少し粗い画像だと、投影したときにすごく見えにくい状況になると思うので、そういった画像の解像度の規定なんかはどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの画像の解像度の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、ちょっと触れたところもあるんですが、「jpg(jpeg)」なり「png」という形式に変換するに当たりまし

ては、「ペイント」というところに貼り付けて形式を保存し直す必要がございます、どうしてもその段階で解像度が下がってしまうというところがございます。そこについては解像度を上げるというのがなかなか技術的に難しいところもございますので、ある一定のところでは御納得いただくようなことしかないと思っております。

ただ、先ほどお伝えしたとおり、一旦、議場で試写を行いますので、その段階で確認をいただきまして、あまりにも解像度が悪過ぎるとかいうことであれば、その段階で何かしら修正できるように事務局でもほかの方法を調べておきます。この立会いの中で確認いただいた上で、当日は試写をする形で考えていますので、その形で運用はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西谷知美委員長 もしできましたら、要望という感じにはなるんですけども、次回のときまでに少し解像度の低いものを何個か用意いただいて投影いただいて、事前にこれぐらいは最低用意してくださいということにしないと、実際、投影して解像度が低いので、もう一回作ってくださいというのが難しい場合も出てくると思います。それは用意できなかったらもう投影できないという形もあり得るかと思えます。ぐちゃぐちゃなものを投影してもしようがないと思いますので、その辺りも検討いただければと思います。

ほかに質問はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西谷知美委員長 それでは、冒頭にお伝えしましたとおり、本件は各会派へ持ち帰っていただき、次回5月19日月曜日午前10時からの本委員会で協議させていた

だきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時32分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 西谷 知 美

議会運営委員 増 永 和 起